

審 第 2 6 3 6 号
答 申 第 2 3 1 号
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

千葉県公安委員会
委員長 伊藤 浩一 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 8 年 1 0 月 1 2 日 付 け 公 委 (〇〇 警) 発 第 〇〇 号 による 下 記 の 諮 問 に つ い て、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 2 0 8 号

平成 2 8 年 9 月 7 日 付 け で 審 査 請 求 人 から 提 起 さ れ た、平成 2 8 年 6 月 6 日 付 け 〇〇 警 発 第 〇〇 号 で 行 っ た 自 己 情 報 部 分 開 示 決 定 に 対 す る 審 査 請 求 の 裁 決 に つ い て

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成28年6月6日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関は、本件決定で不開示とした情報のうち、別表の番号（以下、単に「番号」という。）⑧のうち、(1)の9文字目から12文字目まで及び(2)アの1行目5文字目から6文字目までの部分を開示すべきである。
- (2) 実施機関が行ったその他の決定については妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年4月22日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「警察官の職務執行に関する意見、苦情を平成28年3月16日に広報県民課広聴係に申し立てたところ、4月19日に〇〇署警務課長から電話で回答があった。この件について、組織としての意思決定過程がわかる文書。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は次のとおり2件の文書を特定して、本件決定を行った。
 - ア 苦情受理票（苦情番号66号）について（平成28年3月18日付け〇〇警収第〇〇号。以下「本件文書1」という。）
 - イ 苦情処理票（平成28年4月22日付け〇〇警第〇〇号。以下「本件文書2」という。）
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成28年9月7日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件審査請求を受けて、諮問実施機関は、条例第47条第1項の規定により、平成28年10月12日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書においておおむね以下のとおり主張している。

次の不開示部分を開示願いたい。

 - ア 「苦情受理票（苦情番号66号）について」の本件照会先及び「苦情受理票」の受理者欄の警電番号

警電番号を開示することにより、「当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発するなど、警察業務の正常かつ能率的な運営及び事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」という不開示理由が述べられている。しかし、警察電話は、一般の電話から交換手を経ないで接続されることはないため、開設目的と異なる架電を誘発するおそれはない。不開示にすることにより、いたずらに、担当者への接続を煩雑にしているだけであり、逆に、警察業務の能率的な運営及び事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 調査結果欄の「1 関係警察官」及び「2 駐車苦情対応における事実関係」に記載された警察官の氏名、年齢及び職員番号

条例の規定は、適正に業務を行った警察職員の個人情報を開示にすると趣旨であり、虚偽公文書作成・同行使罪を犯した犯罪者を匿うことを目的としたものではない。したがって、関係者の情報を全て開示すべきである。

ウ 調査結果欄の「2 駐車苦情対応に関する事実関係」(1)の一部及び(2)アの一部

「開示請求者以外の個人権利利益を害するおそれがある」、「警察業務への信頼性が損なわれる」という理由が述べられている。しかし、当該人物は、私に危害を及ぼすおそれがあるため、私が警察に相談している人物の可能性が高い。私は様々なルートの情報により、当該人物の危険度を判断しながら生命身体の安全を守るための努力をしているところである。警察からの情報が加わると安全度が高まるので公開してもらう必要がある。私の生命身体の安全は「個人権利利益」、「警察業務への信頼」よりも優先する。

エ 調査結果欄の「2 駐車苦情対応に関する事実関係」(2)イの3行目から8行目までの一部

「個人に関する情報であり、・・・警察業務への信頼関係が損なわれる」との不開示理由であるが、私が依頼した介護ヘルパーの氏名、車両番号等の情報であると思われ、警察業務への信頼関係が損なわれるおそれはない。不開示にすると、介護ヘルパー以外の情報が含まれているのではないかとの疑念を生じることになり、かえって警察業務への信頼関係が損なわれる。

オ 調査結果欄の「3 申出人の隣人に対する対応について」の一部及び「5 調査結果」(4)の一部

「開示請求者以外の個人権利利益を害するおそれがある」、「警察業務への信頼性が損なわれる」という理由が述べられている。しかし、当該人物は、私に危害を及ぼすおそれがあるため、私が警察に相談している人物の可能性が高い。私は様々なルートの情報により、当該人物の危険度を判断しながら生命身体の安全を守るための努力をしているところである。警察からの情報が加わると安全度が高まるので公開してもらう必要がある。私の生命身体の安全は「個人権利利益」、「警察業務への信頼」よりも優先する。

カ 調査結果欄の「2 苦情駐車対応に関する事実関係」(3)イ(イ)の一部及び

「5 調査結果」(1)の一部

「警察官が判断した内容であり、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、警察活動の円滑な遂行に支障を及ぼす」との不開示理由である。しかし、後で述べるとおり、本件駐車に違法性はなく、千葉県警察が法解釈を誤り、その誤った法解釈に基づいて職務執行していることから問題が発生したものである。不適切な職務執行により信頼関係はすでに損なわれており、開示してもこれ以上関係が損なわれることはない。

なぜ法解釈を誤ったのか、なぜ不適切な職務執行に至ったのかを解明することが重要であり、このためには事実関係を明らかにしたうえで県民の意見を聞くべきである。警察官が判断した内容だから開示しないのではなく、警察官が判断した内容だからこそ開示すべきなのである。開示して県民の批判を受け、職務を改善することによって信頼関係が築けるのである。

また、公開された本件文書2に、「警察官は車庫前駐車違反になることを認識していた」と書かれているが、これは事実と反する。車庫前であったので違法と判断したというのは後付けの理屈であって、警告書を貼りつけた時点において矢幡巡査部長は違法理由が頭になかったのである。つまり、この文書自体が虚偽公文書である。この点についても事実関係を明らかにする必要がある。

(2) また、このほかに審査請求人は、次の点についても審査請求書に記載している。

ア 「審査請求に至る背景」と題して、審査請求人が依頼した介護ヘルパーによる駐車に関する警察とのやり取り等の経緯、隣人トラブルの経緯、道路交通法等の解釈、警察の法解釈に対する批判、警察の対応に関する批判、その他審査請求人の見解等を記載している。

イ 「本件（平成28年2月14日の事件）に関する千葉県警察の問題点」と題して、道路交通法等の解釈、警察の法解釈に対する批判、警察の対応に関する批判、その他審査請求人の見解等を記載している。

ウ 「審議会への要望」と題して、千葉県警察の法解釈が誤りであって、本件駐車に何ら違法性はないとの前提で不開示箇所を検討すべきこと、警察官が判断した内容等について開示して批判を受け、業務の改善を行うことで信頼関係が構築できること、審議会における公正な判断を希望すること、千葉県警察が話し合いに応じないので審査請求せざるを得なかったこと等について記載している。

(3) さらに、審査請求人は、審査請求書に以下のとおり8件の文書を添付している。

ア 資料1と記載された、自己情報部分開示決定通知書（平成28年6月6日付け〇〇警発第〇〇号）の写し及び開示された文書の写しと思われる文書

イ 資料2と記載された、「警察は嫌がらせに荷担してはならない」と題する文書（平成27年2月5日と記載されている。）

ウ 資料3と記載された、「警察のカラスは白い」と題する文書（平成27年2月27日と記載されている。）

エ 資料4と記載された、「申し出に対する回答について」と題する文書の写しと思

われる文書（平成27年3月13日と記載されている。）

オ 資料5と記載された、「隣家とのトラブル」と題する文書

カ 資料6と記載された、行政文書不開示決定通知書（平成28年4月14日付け〇〇警発第〇〇号）の写しと思われる文書

キ 資料7と記載された、「精神病患者である隣家の夫妻が私や近隣住民に危害を加えるのではと不安」と題する文書（平成28年3月23日と記載されている。）

ク 資料8と記載された、「苦情受理票に対する調査結果について」の起案用紙の写しと思われる文書及び「苦情受理票に対する調査結果について」と題する文書の写しと思われる文書

(4) また、審査請求人は、反論書においておおむね以下のとおり主張している。

ア 下記4（3）アについて

警察業務のすべてに機密性が要求されるわけではない。苦情申出担当業務は、苦情内容に個人情報等が含まれるため秘匿すべきであるが、他の行政機関でも事情は同じであって、警察であるからといって特殊扱いする根拠はない。

「警察電話は警察内部でのみ利用する」と弁明しているが、県民からの電話は交換手を介して警察電話に接続されるのであり、「警察内部でのみ利用する」との認識は誤りである。特に、苦情担当者は警察と県民の接点に位置しているため、県民との通話が多いと推察する。

なお、諮問実施機関のインターネットサイトにおいては、苦情申立ての問い合わせ先として千葉県警察本部総務部総務課公安委員会補佐室の番号が公開されている。

警察本部の住所や公安委員会補佐室の内線番号が公開されているということは警察情報であっても機密でない情報があるということであり、「すべての警察業務が機密である」との前提は成り立たないのである。

したがって、秘匿すべき情報と公開すべき情報の仕訳をしなければならない。しかし、弁明書においては、「警察に関する情報はすべて機密」との趣旨であり、苦情担当者の内線番号が機密である理由が述べられていない。

イ 下記4（3）イについて

条例第17条は、警察職員の氏名を除き開示しなければならないと規定されているが、警察職員の氏名を「開示してはならない」という規定はない。したがって、警察の主張は根拠にならない条文を理由にしているのであって弁明になっていない。条例に開示禁止規定がないのであるから、氏名を開示することから生じる実質的な損害と県民の知る権利との関係を論じない限り弁明にならないのである。

公務員の職、氏名及び職務遂行の内容は、条例第17条のとおり開示が原則である。警部補以下の警察職員の氏名については例外規定がある。しかし、条例の趣旨はあくまでも開示が原則であって、不開示にするには相応の理由が必要である。

上記アでも述べたとおり、警察職員であっても機密性の程度は所属部署や担当業務によって異なる。それを考慮しないで「警部補以下だから一律不開示」とするのは不当である。不開示にするなら、なぜ当該職員を不開示にするのか、当該職員の職務の特殊性等を説明する必要がある。

私は、今回の件に関連して多くの警察職員にお会いした。警察職員は自分から氏名を名乗らない場合もあるが、質問すれば教えてもらった。機密性を理由に自分の名前を名乗らない職員にお会いしたことは一度もなかった。名前を名乗れないのは、公安部門とか組織犯罪部門等であって、一般県民と日常的に接触している警察職員については氏名を秘匿する必要性は低いのである。今回の文書に登場する巡査部長についても質問すれば躊躇なく教えてくれたのである。通常の業務中であれば問題なく教えてもらったと思われる情報を不開示にするのは不当である。

なお、警察職員についての例外規定は氏名のみであり、他の項目について例外規定はない。したがって、氏名について不開示とする理由がある場合であっても、年齢及び職員番号は公開しなければならない。警察は、「他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる」と主張している。しかし、一般県民が、職員番号と氏名の対応表等の「他の情報」を知ることは不可能である。したがって、警察の主張は根拠がない。

ウ 下記4（3）ウ及びオについて

警察は「審査請求人が、自分自身の生命身体の安全を保護することが当該通報を行った開示請求者以外の第三者の権利利益を上回ると判断できる根拠はない」と主張する。それならば、「命の価値が第三者の権利利益を上回らない」とする根拠を提示しなければならない。

条例第17条第2号ロにおいて、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は開示しなければならないと規定されている。

他の法令により知らせることができないのであれば、判例等を示して弁明すべきであるのに、弁明書においては、この点の説明がない。したがって、不開示部分を開示するとの裁決を求める。

エ 下記4（3）エについて

私の自宅前に駐車したのは、私が依頼した介護ヘルパーであり、私の関係者である。私と介護ヘルパーは、ともに当事者である。私も介護ヘルパーも「第三者」ではない。

当然のことながら、私は当該介護ヘルパーの氏名等を知っている。介護ヘルパーに関する情報が知りたくて開示請求しているのではない。介護ヘルパー以外の記載内容を警察が隠しているのではないかとの疑念が生じているため、「介護ヘルパー以外の記載がないこと」を確認するために開示請求しているのである。したがって、警察が当該介護ヘルパーの氏名等を開示したからといって、なんら問題

は生じないのである。

但し、現時点では、千葉県警察は駐車した人物が、私が依頼した介護ヘルパーであるとの確証を持っていないであろう。したがって、当該介護ヘルパーの同意を条件として開示するとの裁決を求める。

オ 下記4（3）カについて

警察は、「警察が判断した内容について・・・第三者に開示することになれば、・・・警察業務への支障がある」と弁明する。しかし、上記エで述べたとおり、私は第三者ではなく当事者である。私を「第三者」とするのは誤りである。

警察が判断した内容だから不開示にするとの主張は、条例第17条第2号ハに反する。「当該職務執行の内容に係る部分」は「開示しなければならない」と規定されている。したがって、職務執行の内容については、警察の判断で不開示にすることはできないのである。「警察が判断した内容」は当然に職務執行の内容であるから、「開示しなければならない」情報である。警察を除くという例外規定はない。

条例第17条第2号ハに対しては、同条第6号が対応し、「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報は不開示にできると規定されている。対立する条項がある場合には、どちらの条項を適用するかを検討しなければならない。それには、本件についてどのような支障があるのか、実質的な部分に立ち入って検討する必要がある。第6号が第2号ハを上回る重要性があるとの証拠が示されない限り、不開示とすることはできない。警察は、「警察業務への信頼が損なわれる」等と主張しているが、抽象的であって弁明になっていない。

カ 不開示理由として、「警察官が判断した内容であり、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、警察活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と述べられている。しかし、条例の趣旨からすると、警察官が判断した内容だからこそ開示して県民の批判を受けるべきである。また、開示して批判を受け、業務の改善を行うことによって信頼関係が構築できるのである。不都合な情報を隠蔽することで信頼関係は築けない。

したがって、不開示部分を開示するとの裁決を求める。介護ヘルパーの個人情報が含まれているのであれば、当該介護ヘルパーの同意を条件として開示するとの裁決を求める。

(5) なお、このほかに審査請求人は、次の点についても反論書に記載している。

ア 開示された本件文書2には不自然な点があり、警察が何かを隠蔽しているのではとの疑念が生じるとする点。

イ 千葉県警察には数々の問題点があり、これらの問題点が改善されないまま現在に至っているのは、業務の特殊性や捜査の秘密を隠れ蓑として、組織内部の問題を明らかにしてこなかったためではないかと思われるとする点。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件文書の内容

ア 本件文書1は、苦情の取扱いに関する訓令（以下「訓令」という。）第7条の規定に基づき、実施機関宛てに申し出された苦情を受理した職員が作成した文書である苦情受理票及び総務部広報県民課長から受理した苦情に係る関係所属長に対して事実関係の調査等を依頼する送付書がある。

イ 本件文書2は、訓令第9条第1項の規定に基づき関係所属長が調査及び検討等した結果を記載した文書である。

(2) 開示しない部分及び開示しない理由

ア 本件文書1

(ア)「苦情受理票（苦情番号66号）について」の本件照会先の氏名並びに「苦情受理票」の決裁欄の係長の印影及び受理者欄の氏名は、条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。）に該当し、警部補以下の階級にある警察官の氏名であることから不開示とした。

(イ)「苦情受理票（苦情番号66号）について」の本件照会先及び「苦情受理票」の受理者欄の警電番号は、条例第17条第6号に該当し、開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発するなど、警察業務の正常かつ能率的な運営及び事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とした。

イ 本件文書2

(ア) 調査結果欄の「1 関係警察官」及び「2 駐車苦情対応に関する事実関係」に記載された警部補以下の階級にある警察官の氏名は、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当するため不開示とした。

(イ) 調査結果欄の「1 関係警察官」に記載された警察官の年齢及び職員番号は、条例第17条第2号に該当し、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため不開示とした。

(ウ) 調査結果欄の「2 駐車苦情対応に関する事実関係」(1)の一部及び(2)アの一部は、条例第17条第2号及び第6号に該当し、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人権利利益を害するおそれがある情報であるとともに、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、警察活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため不開示とした。

(エ) 調査結果欄の「2 駐車苦情対応に関する事実関係」(2)イの3行目から8行目までの一部、「3 申出人の隣人に対する対応について」の一部及び「5

調査結果」(4)の一部は、条例第17条第2号及び同条第6号に該当し、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、警察活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため不開示とした。

(オ) 調査結果欄の「2 駐車苦情対応に関する事実関係」(3)イ(イ)の一部及び「5 調査結果」(1)の一部は、条例第17条第6号に該当し、警察官が判断した内容であり、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、警察活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため不開示とした。

(3) 弁明の内容

ア 本件文書1の「苦情受理票(苦情番号66号)について」の本件照会先及び「苦情受理票」の受理者欄の警電番号の不開示について

不開示とした警電番号は、本件苦情申出制度の苦情受理を担当する警察官に割り当てられた警察電話番号である。

警察電話は、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、その番号は同通信網構成上の固有情報である。これが開示されることにより警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、苦情申出制度担当業務もかかる警察業務の一つである。

よって、不開示とした警電番号は、条例第17条第6号に該当することから不開示とした決定に誤りはない。

イ 本件文書2の調査結果欄の「1 関係警察官」及び「2 駐車苦情対応における事実関係」に記載された警察官の氏名、年齢及び職員番号の不開示について

不開示とした警察官の氏名、年齢及び職員番号は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、警部補以下の階級にある警察官の氏名に該当する、また、氏名に付随する年齢及び職員番号は他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。

よって、関係警察官の氏名については条例第17条第2号及び警察職員規則により、また、関係警察官の年齢及び職員番号については条例第17条第2号により不開示とした決定に誤りはない。

ウ 本件文書2の調査結果欄の「2 駐車苦情対応に関する事実関係」(1)の一部及び(2)アの一部の不開示について

不開示とした部分は、審査請求人以外の個人から実施機関になされた通報に関する内容である。

開示請求者以外の個人から実施機関に対して行われた通報の内容について、実施機関がその情報を通報者以外の第三者に開示することになれば、通報者の警察業務への信頼が損なわれ、以後の通報をためらうなど、警察業務への支障があると認められることとなる。

また不開示となった通報の内容は、あくまでも開示請求者以外の第三者から駐車車両に関してなされた通報に関するものであり、その内容について審査請求人が、自分自身の生命身体の安全を保護することが当該通報を行った開示請求者以外の第三者の権利利益を上回ると判断できる根拠はないと認められる。

よって、通報の内容について、条例第17条第2号及び第6号により不開示とした決定に誤りはない。

エ 本件文書2の調査結果欄の「2 駐車苦情対応に関する事実関係」(2)イの3行目から8行目までの一部の不開示について

不開示とした部分は、本件関係警察官が本件通報に基づいて現場に赴き、対象車両を確認し同車両に関して調査した内容である。

開示請求者以外の個人が所有する車両に関して調査した内容について、実施機関がその情報を車両の所有者以外の第三者に開示することになれば、車両の所有者等の警察業務への信頼が損なわれ、自己の情報が第三者へ漏えいする疑念が生じるなど、警察業務への支障があると認められることとなる。

よって、開示請求者以外の個人が所有する車両の調査内容について、条例第17条第2号及び第6号により不開示とした決定に誤りはない。

オ 本件文書2の調査結果欄の「3 申出人の隣人に対する対応について」の一部及び「5 調査結果」(4)の一部の不開示について

不開示とした部分は、開示請求者以外の個人に関する情報及び警察が調査判断した内容である。

開示請求者以外の個人に関する情報及び警察が調査判断した内容について、実施機関がその情報を当該個人以外の第三者に開示することになれば、当該個人の警察業務への信頼が損なわれ、自己の情報が第三者へ漏えいすることになる疑念が生じるなど、警察業務への支障があると認められることとなる。

よって、開示請求者以外の個人に関して警察が調査判断した内容について、条例第17条第2号及び第6号により不開示とした決定に誤りはない。

カ 本件文書2の調査結果欄の「2 苦情駐車対応に関する事実関係」(3)イ(イ)の一部及び「5 調査結果」(1)の一部の不開示について

不開示とした部分は、開示請求者以外の個人に関する情報及び警察が判断した内容である。

開示請求者以外の個人に関する情報及び警察が判断した内容について、実施機関がその情報を当該個人以外の第三者に開示することになれば、当該個人の警察業務への信頼が損なわれ、自己の情報が第三者へ漏えいすることになる疑念が生じるなど、警察業務への支障があると認められることとなる。

よって、開示請求者以外の個人に関して警察が判断した内容について、条例第17条第2号及び第6号により不開示とした決定に誤りはない。

(4) 結論

以上のとおり、本件決定は適法かつ妥当である。

5 審議会の判断

(1) 本件文書及び不開示情報について

ア 本件文書1は、審査請求人から実施機関に対して申し出のあった〇〇警察署の対応等に係る苦情（以下「本件苦情」という。）について、総務部広報県民課が関係所属に対して事実関係の調査等を依頼した行政文書であり、本件文書2は、当該依頼を受けた〇〇警察署における本件苦情についての調査内容や検討結果等が記載された行政文書である。

イ 本件文書1及び本件文書2のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、番号①から⑭までのとおりであり、審議会として、

(ア) 実施機関の職員の氏名、年齢、職員番号及び印影（番号①, ③, ④, ⑥, ⑦及び⑨。以下「本件氏名等情報」という。）

(イ) 警電番号（番号②及び⑤。以下「本件警電番号」という。）

(ウ) 審査請求人以外の第三者からの通報内容に係る情報（番号⑧。以下「本件通報情報」という。）

(エ) 審査請求人以外の第三者が所有する車両について実施機関が調査した内容に係る情報（番号⑩。以下「本件車両情報」という。）

(オ) 本件苦情の処理にあたり、審査請求人以外の第三者に関する実施機関の対応状況や判断等に係る情報（番号⑪, ⑫, ⑬及び⑭。以下「本件判断等情報」という。）

と分類した。

ウ 審査請求人は、前記3(1)のとおり、本件決定における不開示情報のうち、本件氏名等情報の一部（番号①, ③及び④）を除く部分の開示を求めているが、審議会としては、以下、本件決定におけるすべての不開示情報の不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件氏名等情報について

(ア) 実施機関は、前記4(2)ア(ア)及び(3)イのとおり、本件氏名等情報のうち、氏名については、警察職員規則で定める警部補以下の階級にある警察官の氏名であるから、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当し、年齢及び職員番号については、他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるから、条例第17条第2号に該当する旨を主張するため、以下検討する。

(イ) 番号①, ③及び④について

(i) 本件氏名等情報のうち、番号①, ③及び④は、審議会が見分したところ、本件苦情の受理や処理手続を行った警察職員の氏名及び本件文書1の決裁欄における警察職員の姓を刻した印影であり、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であるから、条例第17条第2号本文に該当する。

(ii) 次に、条例第17条第2号ただし書該当性についてみると、これらの情報

により識別される警察職員は警察職員規則で定める警部補以下の警察官であることから、同号ただし書ハに該当せず、また、法令又は慣行として開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報とするまでの事情も見当たらないことから、同号ただし書イにも該当せず、その他、同号ただし書ロ及びニに該当する特段の事情も見当たらないことから、これらの情報は、条例第17条第2号に該当する。

(iii) さらに、これらの情報は、特定の個人を識別することができることとなる記述そのものであるため、条例第18条第2項により部分開示することはできない。

(ウ) 番号⑥, ⑦及び⑨について

(i) 本件氏名等情報のうち、番号⑥, ⑦及び⑨は、審議会が見分したところ、本件苦情の対象となった路上駐車に係る通報事案に関係した警察職員らの氏名、年齢及び職員番号である。

(ii) 番号⑥, ⑦及び⑨は、全体として、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、条例第17条第2号本文に該当する。

(iii) 次に、条例第17条第2号ただし書該当性についてみると、これらの情報のうち、警察職員の氏名については警察職員規則に定める警部補以下の階級にある警察官の氏名であることから、また、年齢及び職員番号については職員個人に関する情報であり職務遂行にかかわる情報とは言えないことから、いずれも同号ただし書ハには該当しない。

また、本件においては、開示請求者が、これらの情報について、法令等の規定又は慣行として知り得るとするまでの事情は見当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、その他、同号ただし書ロ若しくはニに該当する特段の事情も見当たらないため、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

(iv) さらに、これらの情報のうち、氏名と職員番号は特定の個人を識別することができることとなる記述そのものであり、また、年齢は開示することによって開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがある情報であると認められるので、いずれも条例第18条第2項により部分開示をすることができない。

(エ) よって、本件氏名等情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

イ 本件警電番号について

(ア) 本件警電番号について、実施機関は、前記4(3)アのとおり、開示することにより警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第17条第6号に該当する旨を主張するので、以下検討する。

(イ) 本件警電番号は、本件苦情を担当する警察官に割り当てられた警察電話番号

である。警察電話は、警察組織内での通信の確保のため、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、その番号は同通信網構成上の固有情報である。

さらに、これを開示することにより、通常業務における連絡や緊急性のある事案への対応等に影響を及ぼす可能性についても否定することはできない。

これらのことからすると、警察電話番号を開示することで警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本件苦情に係る業務もかかる警察業務の一つであることに変わりはない。

(ウ) なお、審査請求人は、前記3(4)アのとおり、公安委員会補佐室の内線番号が公開されている旨を主張しているので、この点について審議会で確認したところ、諮問実施機関において、警察法(昭和29年法律第162号)第79条の規定により警察本部の上級行政庁である公安委員会が直接住民等からの苦情の受付を行うため、苦情申立先の担当部署(公安委員会補佐室)の内線番号を公表していることが確認されたが、このことをもって直ちに実施機関における本件苦情の関係職員の警電番号を開示すべきものとは認められない。

(エ) よって、本件警電番号は条例第17条第6号柱書に該当し、不開示が相当である。

ウ 本件通報情報について

本件通報情報は、本件苦情の対象となった路上駐車に係る通報事案において、当該通報が実施機関になされた際の状況や実施機関の対応に関する情報である。

実施機関は、開示請求者以外の個人から実施機関に対して行われた通報の内容について開示することになれば、通報者の警察業務への信頼が損なわれることとなり、警察業務への支障があるとして条例第17条第2号及び第6号に該当し不開示が相当である旨を主張するので、まず、同条第2号該当性について検討する。

(ア) 条例第17条第2号該当性について

(i) 本件通報情報は、開示請求者以外の個人から実施機関に対して行われた通報に関する内容であり、開示請求者以外の特定の個人に関する情報であるが、本件通報情報のうち、番号⑧のうち(1)の9文字目から12文字目まで及び(2)アの1行目5文字目から6文字目までの部分(以下「本件通報状況」という。)は、通報の手法に関する情報であるものの、公表されている情報を利用することで一般的に誰でも取り得る手法に関する情報であるということができ、これをもって特定の個人を識別することのできるもの若しくはこれを開示することにより開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは言い難いことから、条例第17条第2号に該当しない。

(ii) 一方、本件通報情報のうち、本件通報状況を除く部分は、開示請求者以外

の特定の個人に関する情報であって、その内容を見分する限り、これらの情報を開示することによって開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害することとなる可能性は否定できない。

また、これらの情報は、その内容からすると、人の生命、健康、生活又は財産の保護のために開示することが必要な情報とまでは言い難いものであり、同号ただし書口に該当せず、その他、同号ただし書イ、ハ及びニに該当する特段の事情も見当たらないことから、条例第17条第2号に該当する。

そして、これらの情報は、前記のとおり、開示することによって開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがある情報であると認められるので、条例第18条第2項により部分開示をすることができない。

(iii) したがって、本件通報情報のうち、本件通報状況は条例第17条第2号に該当せず、その余の情報は同号に該当する。

(イ) 条例第17条第6号該当性について

(i) 次に、前記(ア)で条例第17条第2号に該当しないとした本件通報状況の同条第6号該当性について検討する。

(ii) これらの情報は、前記(ア)(i)のとおり、一般的な通報の手法に関する情報であり、これをもって特定の個人を識別することができ若しくは開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは言い難いことから、開示することにより通報者の警察業務への信頼が損なわれるおそれがあるとまでは認めることはできない。

(iii) したがって、本件通報状況は条例第17条第6号に該当しない。

(ウ) よって、本件通報情報のうち、本件通報状況については開示が相当であるが、その余の情報については、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

エ 本件車両情報について

(ア) 本件車両情報は、本件苦情の対象となった路上駐車に係る通報事案における車両に関する情報である。

実施機関は、前記4(3)エのとおり、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であるとともに、開示することにより、車両の所有者等からの信頼が損なわれることで警察業務への支障があることから条例第17条第2号及び第6号に該当し不開示が相当である旨を主張するので、まず、同条第2号該当性について検討する。

(イ) 本件車両情報は、当該車両の所有者に関する調査結果等であることから、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

(ウ) 次に、条例第17条第2号ただし書該当性についてみると、本件においては、車両の所有者に関して実施機関が調査した内容について、法令又は慣行として開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報とするま

での事情は見当たらないことから、同号ただし書イに該当せず、その他、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当する特段の事情も見当たらないことから、これらの情報は、条例第17条第2号に該当する。

(エ) さらに、これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述そのもの若しくは開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるため、条例第18条第2項により部分開示することはできない。

(オ) よって、本件車両情報は条例第17条第2号に該当し、同条第6号該当性を検討するまでもなく不開示が相当である。

オ 本件判断等情報について

(ア) 実施機関は、本件判断等情報について、第三者からの警察業務への信頼が損なわれることなどで警察業務への支障があるとして条例第17条第2号及び第6号に該当し、不開示が相当である旨を主張するが、審議会としては、本件判断等情報の性質を踏まえ、まず、同条第6号該当性について検討する。

(イ) これらの情報は、本件苦情の対象となった事案等における審査請求人以外の特定の個人にかかわる実施機関の対応状況や判断等に関する情報であり、その内容及び性質からすれば、これらの情報を開示することにより審査請求人以外の関係者からの警察への信頼が損なわれるものと言わざるを得ず、そうすると、今後、警察における種々の業務への協力が得られなくなるなどして、警察業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) よって、本件判断等情報は、条例第17条第6号柱書に該当し、同条第2号該当性を検討するまでもなく不開示が相当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審議会は、諮問実施機関から諮問を受け、実施機関が行った開示・不開示の判断の妥当性について審議するものであり、本件開示請求の原因となった事案に係る事実関係の真偽やその法的妥当性等について判断するものではないことから、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年10月13日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
平成28年11月15日	反論書の写しの受理

平成30年11月16日	審議（平成30年度第7回第2部会）
平成30年12月21日	審議（平成30年度第8回第2部会）
平成31年1月25日	審議（平成30年度第9回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏名	職業等	備考
石井 徹哉	千葉大学副学長	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者

別表

	番号	本件決定における不開示部分		本件決定における不開示理由
本 件 文 書 1	①	1枚目	本件照会先の担当者名	条例第17条第2号及び警察職員規則
	②		本件照会先の警電番号	条例第17条第6号
	③	2枚目	決裁欄の係長の印影	条例第17条第2号及び警察職員規則
	④		受理者名	条例第17条第2号及び警察職員規則
	⑤		受理者欄の警電番号	条例第17条第6号
本 件 文 書 2	⑥	1枚目	調査結果欄の3行目7文字目～8文字目及び5行目4文字目～8文字目	条例第17条第2号及び警察職員規則
	⑦		調査結果欄の「1 関係警察官」のうち、3行目10文字目～11文字目、3行目18文字目～23文字目、5行目10文字目～11文字目、5行目18文字目～23文字目、7行目8文字目～9文字目及び7行目16文字目～21文字目	条例第17条第2号
	⑧		調査結果欄の「2 駐車苦情対応に関する事実関係」のうち、 （1）の9文字目～12文字目、 （1）アの15文字目～23文字目、 （1）イの3文字目～8文字目	条例第17条第2号及び第6号

		目、(1) エの6文字目～8文字目、(1) オの1行目5文字目～2行目、(2) アの1行目5文字目～6文字目及び(2) アの1行目16文字目～25文字目	
⑨	1枚目 2枚目	調査結果欄の「2 駐車苦情対応に関する事実関係」のうち、 (2) イの1行目7文字目～9文字目、(2) ウの1行目1文字目～3文字目、(3) アの3行目18文字目～20文字目及び(3) アの10行目1文字目～3文字目	条例第17条第2号及び警察職員規則
⑩	1枚目	調査結果欄の「2 駐車苦情対応に関する事実関係」のうち、 (2) イの3行目～6行目及び (2) イの7行目9文字目～8行目	条例第17条第2号及び第6号
⑪	2枚目	調査結果欄の「2 駐車苦情対応に関する事実関係」のうち、 (3) イ(イ)の4行目4文字目～6行目17文字目	条例第17条第6号
⑫	3枚目	調査結果欄の「3 申出人の隣人に対する対応について」のうち、 (1)の4行目12文字目～5行目24文字目、(2)(イ)の全部及び(2)(ウ)の全部	条例第17条第2号及び第6号
⑬	4枚目	調査結果欄の「5 調査結果」のうち、(1)の5行目3文字目～7行目15文字目	条例第17条第6号
⑭	4枚目	調査結果欄の「5 調査結果」のうち、(4)の4行目18文字目～6行目15文字目	条例第17条第2号及び第6号